

平成27年10月26日

## 福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書等について

## 1. 趣旨

福岡空港滑走路増設事業は、2,500mの滑走路の新設等を行うものであり、環境影響評価法第2条第4項の規定に基づく対象事業に該当いたします。

このたび、事業者である国土交通省九州地方整備局及び大阪航空局は、環境影響評価法第25条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づき、「福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書」の補正を行い、同条第3項の規定に基づき、同評価書を平成27年10月26日付で国土交通大臣に送付いたしました。また、環境影響評価法第26条第2項の規定に基づき、同評価書、要約書及び国土交通大臣意見書を、同日付で関係自治体に送付<sup>(注1)</sup>いたしました。

今後は、環境影響評価法第27条の規定に基づき、「福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書」の縦覧についての公告を行い、同評価書等を縦覧に供する予定です。

- ・ 公告日（官報） 平成27年10月28日（予定）
- ・ 縦覧期間 平成27年10月28日から平成27年11月27日（予定）

詳しくは、平成27年10月28日掲載予定の官報公告またはホームページ<sup>(注2)</sup>をご覧ください。（ホームページでは平成27年10月28日から閲覧可能です。）

## 《対象事業の概要》

- ・ 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 : 国土交通省九州地方整備局  
福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎  
国土交通省大阪航空局  
大阪府大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第四号館
- ・ 対象事業の種類 : 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
- ・ 対象事業実施区域の位置 : 福岡県福岡市博多区
- ・ 対象事業の規模 : 増設する滑走路の長さ 2,500m

- (注) 1. 評価書等の送付先：福岡県、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、志免町、粕屋町
2. 福岡空港プロジェクトホームページ：<http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/fap/>

## 【問い合わせ先】

九州地方整備局 港湾空港部 福岡空港PT（プロジェクトチーム）  
担当：温品（ぬくしな）、園田（そのだ）  
直通：092-418-3374

大阪航空局 空港部 空港企画調整課  
担当：森住（もりずみ）、八津川（やつかわ）  
直通：06-6949-6469